

#### 附属書 I

絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受ける種が掲載され、商業目的のための国際取引が全面的に禁止される。ただし学術研究目的（主として動物園や大学などでの展示、研究、繁殖）のための取引は可能（輸出許可書・輸入許可書が必要）。

#### 附属書 II

必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その種の存続を脅かすような利用は制限される。商取引の際には、輸出国の輸出許可書（その取引が種の存続を脅かすものではなく、また、その個体が適法に捕獲されたものであることを認めるもの）が必要。

#### 附属書 III

世界的には絶滅のおそれが小さいが、各国内では保護を必要とする場合、他の締約国に商業目的のための国際取引の禁止について協力を求めるために掲載される。輸出国の輸出許可書又は原産地証明書（附属書 III により協力を求めた国以外である証明）等が必要。